

協会会員並びに関係者の皆様へ（令和２年度初頭にあたり）

平素は、協会活動に対してご理解ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、公益法人移行 5 期目となる令和 2 年度初頭にあたり、一言メッセージをお伝えしたいと思います。

知財は活用しなければ負債です。また、特許等の出願知財だけでは事業を守り収益を上げることができないことは事実が物語っています。

事業に使用し、他の商品と差別化し、売り上げの源泉となる独自固有情報である見えざる資産（Intangible Asset:IA）は、仕入れ情報、設計・製造・ノウハウ情報、検査情報、顧客・パートナー情報、人事管理情報等がありますが、このままでは法的保護は受けられません。これらを法的保護が受けられるように知的財産（Intellectual Property:IP）にして、利益を確保することが重要です。IP にするには、特許庁に出願する方法（出願知財）と協会に登録して認証する方法（非出願知財）があります。この IA の 90%以上が非出願知財の対象ですが、放置され、流出や盗用されています。

本年度は、協会登録知財が侵害された場合に備えて刑事訴追事例を作ること、登録知財を利益・キャッシュに替えるライセンス等の活用事例研究を行うこと、AI(人工知能)を応用した侵害発見や知財品質向上の研究をスタートすること等を通じて会員様の知財マネジメント（知財経営）の向上に貢献する計画です。

また知財マネジメントの重要性に鑑み、4月28日開催の正会員総会の議を経て、協会名を『**知財経営協会**』に移行する予定です。

知財は、出願知財と非出願知財（協会登録知財）のトータルでマネジメントすることが肝要であり、協会は知財立国政策を非出願知財面から補完するイノベティブな日本初の公益法人として前進・進化する所存です。

今後とも皆様と共に**知財を利益、ブランド、誇りに直結する**目標に邁進します。皆様の益々のご理解ご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 4 月 1 日

公益社団法人知財登録協会（SIR）代表者代表理事 玉井誠一郎